

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十八号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九十九条中「本条」を「この条」に、「又は法第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の四」に、「によつて」を「により」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改める。

附則第七条の三の五中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十五項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十六項」に改める。

附則第八条第一項及び第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「この項から第七項まで」を「この条」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第八条の三中「法第三百八十八条第一項の」を削り、「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改める。

附則第八条の五の二中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第八条の六第五項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前三項又は附則第八条の六の三第六項から第十一項」を「第二項から前項まで又は附則第八条の六の三第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの
ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第八条の六第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前二項又は附則第八条の六の三第六項から第十一項」を「第二項から前項まで又は附則第八条の六の三第六項から

第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項第一号アを削り、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第八条の六第四項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イを同号アとし、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第八条の六第四項第一号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同号ウを同号イとし、同項第二号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(二) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第八条の六第四項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号ウ及びエを削り、同号オ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号オ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

- (二) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第八条の六第四項第二号オを同号ウとし、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項又は附則第八条の六の三第六項から第十一項」を「前三項又は附則第八条の六の三第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項第一号ア及びイを削り、同号ウ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第八条の六第三項第一号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同号エを同号アとし、同号エ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第八条の六第三項第一号エ(2)を削り、同号エ(3)を同号エ(2)とし、同号エを同号イとし、同項第二号ア(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (二) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状

物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第八条の六第三項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号ウ及びエを削り、同号オ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号オ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(二) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第八条の六第三項第二号オを同号ウとし、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第八条の六の三第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一までに行われたときに限り、第四十二条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの
ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第二項中「（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第八条の六の三において同じ。）」を削り、「附則第八条の六の三第六項から第十一項」を「前項又は附則第八条の六の三第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「前項」を「第一項」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。附則第八条の六の三において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を

備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号及び附則第八条の六の三第一項において同じ。）に該当するものを除く。次項及び附則第八条の六の三第一項において同じ。）を削り、同号ア及びイを削り、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第八条の六第二項第一号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同号ウを同号アとし、同号エ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第八条の六第二項第一号エ(2)を削り、同号エ(3)を同号エ(2)とし、同号エを同号イとし、同項第二号中「次項」を「以下この条」に改め、同号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平

成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第八条の六第二項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号ウ及びエを削り、同号オ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号オ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第八条の六第二項第二号オを同号ウとし、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第八条の六の三第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条及び附則第八条の六の三において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」

という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第一項の次に次の一項を加える。

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。附則第八条の六の三において同じ。))のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。以下この条及び附則第八条の六の三第一項第三号において同じ。)に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第八条の六の三において同じ。)のうち、道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条及び附則第八条の六の三において「車両総重量」という。)が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもので初めて新規登録等(道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下この条及び附則第八条の六の三において同じ。))を受けるものの取得(同条第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この条及び附則第八条の六の三第一項第四号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、附則第八条の六の三及び附則第八条の六の四において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び附則第八条の六の三において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第八条の六の三において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）

ア 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で施行規則で定めるもの

附則第八条の六の三第一項第四号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第八条の六の三第一項第四号ア(2)を削り、同号ア(3)中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改め、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第八条の六の三第一項第四号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ウ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第八条の六の三第一項第四号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同項第五号ア(3)中「百分の百八十」を「百分の百九十五」に改め、同項第六号ア中「のうち、」の下に「平成三十年軽油軽中量車基準又は」を加え、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (二) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質

の値の十分の九を超えないこと。

附則第八条の六の三第一項第六号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの
ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第八条の六第二項第一号」を「附則第八条の六第二項又は第三項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第二項第三号中「附則第八条の六第二項第二号ウ又はエ」を「附則第八条の六第三項第二号ウ」に改め、同条第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第八条の六第三項第一号」を「附則第八条の六第四項第一号又は第五項第一号」に改め、同項第二号ア(3)中「百分の百五十」を「百分の百八十」に改め、同項第三号中「附則第八条の六第三項第二号ウ又はエ」を「附則第八条の六第五項第二号ウ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二

号の次に次の一号を加える。

三 附則第八条の六第四項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第八条の六の三第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第八条の六第四項第一号」を「附則第八条の六第六項第一号又は第七項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第四項第三号中「附則第八条の六第四項第二号ウ又はエ」を「附則第八条の六第七項第二号ウ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第八条の六第六項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第八条の六の三第五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第八条の六第五項」を「附則第八条の六第八項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六の三第五項に次の一号を加える。

三 附則第八条の六第八項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第八条の六の三第六項から第八項までの規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成二十九年三月三十一日（第四号）」を「平成三十一年三月三十一日（第三号）」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第一号中「（第十一項）」の下に「及び第十二項」を加え、「及び第十一項」を「から第十一項まで」に改め、同項第二号中「及び第十一項」を「から第十一項まで」に改め、同項第四号を削り、同条第十項中「前項第四号」を「次に」に、「当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日」を「第一号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第二号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減ブレーキ制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第八条の六の三第十一項中「平成二十九年三月三十一日（第五号）」を「平成三十一年三月三十一日（第四号）」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第五号を削り、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 車両総重量が十二トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第八条の六の三の次に次の一条を加える。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第八条の六の四 知事は、自動車取得税の賦課徴収に関し、自動車が附則第八条の六第

二項から第八項まで又は前条第一項から第五項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき附則第八条の六第二項から第八項まで又は前条第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「特例税率対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき特例税率対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第四十五条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第二百二十九条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用する。

附則第九条第一項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号中「第四号及び第五号」を「以下この項及び第五項」に改め、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第三号中「いう」の下に「。第五項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「この項及び次項」を「この条及び次条」に改め、「定められたもの」の下に「（第五項及び第六項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）」を、「もの（次項）」の下に「から第六項まで」を加え、同項第五号中「除く」の下に「。第五項第五号において同じ」を、「定めるもの」の下に「（第五項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に、「又は第四項」を「から第六項まで」に、「から第五項」を「から第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第五十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定

めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第五十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。附則第九条の次に次の一条を加える。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第九条の二 知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第三項から第六項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき

同条第三項から第六項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第五十八条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来ものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第五十九条及び第六十条の規定を除く。）を適用する。

附則第十条の五第二項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（法附則第三十三条の二第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。）」を加える。

附則第十一条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第一項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改める。

附則第十四条の四第六項中「第二十六条の四第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十六条の五第一項の確定申告書を含む。）」を「租税条約等実施特例法第三条の二の二第七項に規定する条約適用配当等申告書（以下この項において「条約適用配当等申告書」という。）」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第七項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、

前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

附則第十七条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 知事は、納付すべき自動車取得税（施行日前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを奈良県税条例第四十五条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下この項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項及び次条において「法」という。）第二百九条第四項の規定による通知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。次条において「施行令」という。）で定める特別の関係がある者を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会

を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用する。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 知事は、納付すべき自動車税（平成二十八年以前年度の分のものに限る。）の額について不足額があることを奈良県税条例第五十八条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下この項において「第三者」という。）にあるときは、法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と施行令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（同条例第五十九条及び第六十条の規定を除く。）を適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十八年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第七条 奈良県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年三月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中奈良県税条例附則第八条の五の二から第八条の六の三までの改正規定を次のように改める。

附則第八条の五の二から第八条の六の四までを次のように改める。

附則第八条の五の二から第八条の六の四まで 削除

第二条中奈良県税条例附則第九条の改正規定の次に次のように加える。

附則第九条の二を削る。